

働き方改革関連法の対応ポイント

2019年4月に施行された働き方改革関連法。中小企業でも労働時間の上限規制や年次有給休暇の時期指定義務、同一労働同一賃金関連の対応がスタートしておりますが、2023年4月から中小企業でも月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になりました。本セミナーでは働き方改革関連法について復習をしながら具体的な取り組み内容を変え、“若手社員が辞めない”魅力的な職場や組織を作る方法を分かりやすく解説致します。この機会に是非、ご参加ください。

講座内容

1. 働き方改革の目的
2. これまでの法改正のポイント確認
 - ① 有給休暇
 - ② 労働時間の上限規制
 - ③ 同一労働同一賃金
 - ④ 改正育児・介護休業法
3. 令和5年法改正
月60時間超の時間外労働割増賃金率改正
 - ・法改正の内容ポイント
 - ・正しい割増賃金の計算法
4. 若年労働者の離職防止対策など

講師

社会保険労務士・精神保健福祉士
RMCA-J (R) 上級リスクコンサルタント

あかざわ まさる
赤澤 将 氏

●講師プロフィール●

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民法学専攻(財産法)修了。司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティング会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。



日時

令和5年10月27日(金) 14:00～16:00

会場

千葉商工会議所 13階 小会議室(千葉市中央区中央2-5-1)

定員

20名(先着順)

受講料

無料

申込方法

下記申込書にご記入後、FAXにてお申込みください。

主催

千葉商工会議所 TEL: 043-227-4103 / FAX: 043-227-4107

※切り取らずに FAX してください。

千葉商工会議所 行 FAX 043-227-4107

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

* 本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。